

共 済 金 給 付 一 覧 表

2015 年 4 月現在

共済種目	共 済 事 由 の 区 分		共 済 金 の 額 (単位:円)	
			右記以外の契約者	61歳以上のOB契約者
死 亡	1. 本人死亡 (花輪代 20,000 円を含む)		720,000	400,000
	2. 配偶者死亡 (")		370,000	200,000
	3. 子どもの死亡		100,000	50,000
	4. 子どもの死産		30,000	30,000
	5. 親死亡 (配偶者の親を含む・2名まで)		50,000	30,000
	6. 本人と生計を一にする兄弟姉妹 (18歳未満又は重度障害者)の死亡		50,000	30,000
	住宅災害 <small>(登録されている住居が災害にあったとき)</small>	持家の場合	1. 火災・消防破壊・消防冠水による災害	
(1) 全 焼 (延面積 70%以上)・壊・冠水			1,200,000	借家の場合 (家財のみ)
(2) 半 焼 (延面積 25%以上)・壊・冠水			800,000	
(3) 一部焼 (延面積 10%以上)・壊・冠水			250,000	
(4) 一部焼 (延面積 10%未満)・壊・冠水			100,000	
(5) 衣類・家具のみの被害 100,000 円以上			50,000	
2. 火災以外の原因による災害				
(1) 全 壊 (延面積 70%以上)・流・滅失		500,000	3. 左記 1 および 2 の給付を受けない家財のみの災害	
(2) 半 壊 (延面積 40%以上)・流・滅失		300,000		
(3) 一部損壊・流・滅失		70,000		
(4) 床下浸水で地盤面から30cmを超えたとき		20,000		
(5) 被害額 20,000 円を超えたとき		10,000		
(6) 自然災害で被害額が10,000円を超えたとき	5,000			
障 害 <small>(本人の障害)</small>	1. 一 級		650,000	※総合共済での等級です。
	2. 二 級		400,000	
	3. 三 級		200,000	
	4. 四 級		50,000	
傷 病	契約者本人が傷病により休業したとき		30日につき	
	(1) 30日以上休業したとき (2) 14日以上30日未満休業したとき ((1)と併給せず)		25,000 10,000	
OB 傷病	1. OB 契約者が 1 年以上入院または休業したとき		(初回) 100,000	
	2. " 180 日以上 "		" 70,000	※入院の場合、診断書代原本に付3,000円を加算します。
	3. " 150 日以上 "		" 60,000	
	4. " 120 日以上 "		" 50,000	
	5. " 90 日以上 "		" 40,000	
	6. " 60 日以上 "		" 30,000	
	7. " 30 日以上 "		" 20,000	
	8. " 14 日以上 "		" 10,000	
家族傷病	1. 家族が180日以上連続して入院したとき		60,000	
	2. " 150 日以上 "		50,000	
	3. " 120 日以上 "		40,000	
	4. " 90 日以上 "		30,000	
	5. " 60 日以上 "		20,000	
	6. " 30 日以上 "		10,000	
	7. 介護保険を使用して 90 日以上入院 (入所) したとき		30,000	
結 婚	結婚したとき		30,000	
出 生	子どもが生まれたとき		30,000	
出 産	出産したとき		50,000	
進 学	本人の子が中学に進学したとき (子の生年月日で自動給付)		5,000	
銀 婚 式	銀婚式を迎えたとき (結婚年月で自動給付)		20,000	
介護休職	30日以上介護休職した場合 (要介護者 1人につき 1回)		50,000	
退 職	(1) 加入期間が 1 年以上あり退職した場合		加入年数により	
	(2) 再雇用契約者 (08年5月以降) は再雇用契約満了のとき		2,000~40,000 以内	
	(3) 傷病により退職した場合は慰謝金 (退職給付と併給)		30,000	
退 会	有期雇用契約者が雇用契約満了まで、またはOB契約者が60歳となつてから66歳の誕生日の月末退会まで 1 回も給付を受けていない場合		10,000 (退会時または退職給付申請時に自動給付)	
	有期雇用契約者のうち、60歳未満で 1 年以上掛金を納入し、採用後 5 年以内の雇用契約により退会するときまで 10,000 円を超える給付を 1 回も受けていない場合		①加入期間中に給付がない場合 (納入掛金 ÷ 2) - (退職給付) = 給付金 ②加入期間中に 1 万円以内の給付がある場合 (納入掛金 ÷ 2) - (給付金 + 退職給付) = 給付金 上記金額がマイナスの場合は、退会給付はありません。	

※有期雇用契約者とは、エルダー社員・専任社員・シニア社員・嘱託社員などの再雇用組合員と、グリーンスタッフ・契約社員などの組合員です。

※定年退職後、再雇用組合員となった方も上記と同じ給付内容となります。

※家族傷病は、配偶者、18歳未満または重度障害者の子、実父母 (1人につき限度 18万円) が対象です。

※本人・配偶者死亡給付金、全焼・全壊給付金 (新聞の切り抜き等を添付) については、電話連絡で至急給付します。

※共済金の請求は、共済事由の発生した日から 3 年以内におこなわなければなりません。

問合わせは分会の共済担当者へ